第４講　奈良時代

１　律令(りつりょう)国家のしくみ

①律令の完成

律⇒刑法　**令**(りょう)⇒各種規定　**格**(きゃく)⇒律・令の補足修正　**式**⇒律・令・格の施行細則(しこうさいそく)

A　**近江令**(おうみりょう)**？**　（668年制定？**天智天皇**⇒編者は中臣鎌足，わが国初の令？）

B　**飛鳥浄御原令**(きよみはら)（681年制定開始，**天武天皇**⇒689年施行，**持統天皇**）

C　**大宝律令**　（**701年制定**，**文武天皇**(もんむ)⇒編者は**刑部親王**(おさかべしんのう)**・藤原不比等**(ふひと)）

D　**養老律令**(ようろう)　（**718年制定**，元正天皇(げんしょう)⇒編者は**藤原不比等**）

☆**施行は757年**，孝謙天皇(こうけん)（**藤原仲麻呂〔恵美押勝**(えみのおしかつ)**〕政権**）

---

②律令体制の政治機構

A　中央官制（**二官・八省**・一台・五衛府(ごえふ)）

あ　**二官**

神祇官(じんぎかん)

☆神々の祭祀(さいし)をつかさどる。

太政官(だいじょうかん)

☆（**太政大臣**）・左大臣・右大臣・大納言(だいなごん)が**公卿**(くぎょう)〔議政官(ぎせいかん)〕として重要政務にあたる。その下(もと)で少納言・左弁官・右弁官が事務局として行政全般を管轄。

い　太政官の**八省**

左弁官

☆**中務省**(なかつかさ)（詔勅(しょうちょく)の作成など），**式部省**(しきぶ)（教育・文官人事など），**治部省**(じぶ)（仏事・外交事務など），**民部省**(みんぶ)（民政・財政など）。

右弁官

☆**兵部省**(ひょうぶ)（軍事・武官人事など），**刑部省**(ぎょうぶ)（裁判・刑罰など），**大蔵省**(おおくら)（収納・貨幣など），**宮内省**(くない)（宮中事務など）。

う　**弾正台**(だんじょうだい)

☆風俗取締りや官人の監察にあたる。

え　五衛府

☆**衛門府**(えもん)**・左右衛士府**(えじ)**・左右兵衛府**(ひょうえ)が宮城(きゅうじょう)などの警備にあたる。平安時代前期には左右衛門府・左右兵衛府・左右近衛府(このえ)の六衛府となる。

B　地方官制

国・郡・里〔郷〕制，左右京職(きょうしき)・東西**市司**(いちのつかさ)，摂津職(しき)，**大宰府**(だざいふ)〔**遠の朝廷**(とおのみかど)〕・防人司(さきもりのつかさ)・鴻臚館(こうろかん)など。

あ　**畿内〔五畿〕**

大和国(やまとのくに)**・山背国**(やましろのくに)**〔のち山城国〕・摂津国**(せっつのくに)**・河内国**(かわちのくに)**・和泉国**(いずみのくに)

☆いわゆる首都圏。

い　**七道**(しちどう)

東山道(とうさんどう)**・東海道**(とうかいどう)**・北陸道**(ほくりくどう)**・山陰道**(さんいんどう)**・山陽道**(さんようどう)**・南海道**(なんかいどう)**・西海道**(さいかいどう)

☆官道でもあり地方行政区分でもある。

う　三関(さんげん)

東山道**不破関**(ふわのせき)（**美濃国**(みののくに)），東海道**鈴鹿関**(すずかのせき)（**伊勢国**(いせのくに)），北陸道**愛発関**(あらちのせき)（**越前国**(えちぜんのくに)）

☆東国に向けた軍事目的の関所。

☆のち**逢坂関**(おうさかのせき)（**近江国**(おうみのくに)）が愛発関にかわり三関の一つとなる。

え　地方官⇒中央集権の確立

国司(こくし)（**京**(みやこ)**から中央貴族を**６年のち４年交代で**派遣**），**郡司**(ぐんじ)（**在地の有力豪族〔かつての国造**(くにのみやつこ)**〕が世襲**(せしゅう)，**終身官**(しゅうしんかん)），**里長**(りちょう)**〔郷長〕**（里〔郷〕内の有力者）

お　**四等官制**(しとうかんせい)

	長官(かみ)	**次官**(すけ)	**判官**(じょう)	**主典**(さかん)
省 ⇒	卿(きょう)	大少輔	大少丞	大少録
大宰府 ⇒	帥(そち)	大少弐(に)	大少監	大少典
国 ⇒	守(かみ)	介(すけ)	大少掾(じょう)	大少目
郡 ⇒	**大領**(だいりょう)	少領(しょうりょう)	主政(しゅせい)	主帳(しゅちょう)

C　交通・通信制度

京(みやこ)と**国府**(こくふ)〔**国衙**(こくが)〕を結ぶ駅路(えきろ)の約16kmごとに**駅家**(うまや)を設置し，**駅鈴**(えきれい)により使用させる（＝**駅制**）。

☆地方では，駅路を離れて国府と**郡家**(ぐうけ)〔**郡衙**(ぐんが)〕を結ぶ伝路(でんろ)が網目状(あみめじょう)に発達（＝伝馬制(てんま)）。

D　身分制度

良民(りょうみん)（貴族，下級官人，公民(こうみん)，品部(しなべ)・雑戸(ざっこ)）と**賤民**(せんみん)（**五色の賤**(ごしきのせん)**＝陵戸**(りょうこ)**・官戸**(かんこ)**・公奴婢**(くぬひ)**・家人**(けにん)**・私奴婢**(しぬひ)）に区分。

E　上級官人の特権

有力豪族が特権を得て，**貴族**（五位以上の官人）へと成長。

あ　政治的特権

官位相当の制（それぞれの**位階**に対応した**官職**に任じる），**蔭位の制**（五位以上の子および三位以上の孫に，父や祖父の位階に応じて自動的に一定の位階を与える）が適用される。

い　経済的特権

位階に応じて**位田**・位封・季禄・資人を，官職に応じて**職田**・職封・資人を給付される。

う　課役（調・庸・雑徭）と兵役の免除

え　減刑の特典

貴族・官人の場合実刑は少なく，免職や代償を納めることで済む場合が多い。

☆**五刑**（**笞**・**杖**・**徒**・**流**・**死**）の刑罰制度があったが，**八虐**とよばれる天皇・国家・尊属に対する重罪には，減刑の特典はなかった。

F　教育制度⇒式部省の管轄

京に貴族の子弟を対象とする**大学**，地方に郡司の子弟を対象とする**国学**が置かれたが，**官人養成を主目的とし，庶民教育は行われなかった。**

G　農民の編成

あ　**戸籍**

口分田班給のための基本台帳。

☆班田収授が行われる**６年ごとに作成**。

い　**計帳**

調・庸賦課のための基本台帳。

☆身体的特徴も記載し**毎年作成**。

H　**班田収授法**⇒唐の均田制にならう

６歳以上の男女に口分田を班給して最低生活を保障し，徴税対象を確保。

あ　**６年ごと**に国司が戸籍を作成し，公民・賤民に対し班田収授を実施。

死者の田は次回の班田を待ち収公。

☆班給面積は，**良民男子２段〔720歩〕**，**良民女子１段120歩〔480歩〕**。賤民のうち，家人・私奴婢には良民の３分の１を班給。

い　**条里制**により田地を碁盤目状に区画

う　**口分田は売買禁止**，宅地・園地は私有を許され売買も自由。

☆**輸租田　（租を納める）**　⇒**口分田**，**墾田**，位田，郡司職田など

☆**不輸租田（租を免除）**　⇒**職田**，**寺田**・**神田**など

☆輸地子田（地子を納める）⇒**乗田**（**賃租**形式で耕作）

Ⅰ　租税と兵役

あ　成人男子の呼称

正丁　⇒**21歳～60歳**

次丁〔老丁〕⇒61歳～65歳

中男〔少丁〕⇒17歳～20歳

い　租税の種類

租（**地方**の土地税）⇒**田１段につき稲２束２把**（収穫の約３％）

調（**中央**の人頭税）⇒**郷土の産物**の一種を京に**運脚**

庸（**中央**の人頭税）⇒京での年10日の歳役にかえ**布２丈６尺を運脚**。

☆京・畿内はなし

雑徭（**地方**の人頭税）⇒国司の指揮で**地方の労役に年間60日以内**従事。

う　負担率の差異

租　⇒男・女・老人・子供すべて一律

調　⇒次丁は正丁の２分の１，中男は４分の１

庸　⇒次丁は正丁の２分の１，中男はなし

雑徭⇒次丁は正丁の２分の１，中男は４分の１

え　その他の負担

義倉⇒備荒貯蓄のため毎年一定量の**粟**などを納める。

出挙⇒稲の貸付け。のち強制となり租税化し地方の重要財源となる。

☆**公出挙**＝年利５割のち３割

私出挙＝年利10割のち５割のち禁止

仕丁⇒50戸に正丁２人の割合で中央官庁の雑役に３年間従事。

お　**兵役⇒正丁３～４人に１人**の割合で徴兵。**軍団制**をとる。

軍団兵士（諸国の軍団で勤務），**衛士（１年間，宮城の警備）**，**防人（３年間，大宰府に所属して九州北部を警備）**

☆兵士は庸・雑徭を免除されたが，食糧・衣類・武器は自弁とされた。

２　律令国家の外交

①**唐**（首都**長安**を中心に発展）⇒**遣唐使**を派遣

630年，舒明天皇が**第一回遣唐使**として**犬上御田鍬**を派遣。**天武・持統朝には中断**したが，702年に再開。のち**新羅との関係悪化のため**，**北路**から**南島路**・**南路へと航路を変更**したが，ほぼ20年に１回渡航。

☆ふつう４隻で編成されたので「よつのふね」とも言われた。

☆**894年**，**菅原道真の建議により宇多天皇が廃止**。唐の先進文化・制度の直接摂取が，律令国家の支柱となった。

A　使節・留学生・学問僧
高向玄理，山上憶良，**阿倍仲麻呂**，**玄昉**，**吉備真備**，藤原清河，**最澄**，**空海**，橘逸勢，円仁など。

B　渡来僧
鑑真など。

---

②**新羅**（唐に冊封される）⇒遣新羅使を派遣（～８世紀末）

８世紀初めまで唐との対立が激しく，日本に形式的に朝貢していた。のち**新羅の対等外交要求と日本の朝貢継続要求とが対立し，関係が悪化**。

☆奈良時代に藤原仲麻呂〔恵美押勝〕が新羅征討を計画したが実現せず。

---

③**渤海**（中国東北部に建国）⇒遣渤海使を派遣（～９世紀初め）

727年以降，渤海使は**松原客院（越前国）**・**能登客院（能登国）**を経て頻繁に来朝。皮革製品・朝鮮人参・蜂蜜などをもたらし**友好関係が続いた**。

☆当初は渤海が唐・新羅と対立していたため政治的・外交的な意味があったが，基本的には通商を中心とする関係であった。

３　奈良時代─律令国家体制の矛盾─

①平城京─“南都”の繁栄─

「青丹よし奈良の都は咲く花の匂うがごとく今さかりなり」(小野老)

710年，藤原不比等の建議により**元明天皇**が遷都。唐の**長安**にならった都城制を採用。道路は碁盤目状の**条坊制**。**大内裏**(**内裏**・大極殿・朝堂院など)や貴族の邸宅・庶民の家・大寺院・**東西市**などで構成され，南北を走る**朱雀大路**により**左京・右京**に分かれていた。

☆全体を囲む羅城はないが，長安にはみられない**外京**・北辺坊があった。

☆**平城宮跡・長屋王邸跡**(大量の木簡が出土)など，大規模な発掘調査が行われている。

---

②流通・生産の促進

A　**市**の発達

平城京内の東西市の他に，海石榴市・軽市(大和国)，餌香市(河内国)などもあった。

B　**和同開珎**の鋳造(**708〔和銅元〕年，元明天皇**)

唐の開元通宝を模倣し鋳銭司という役所で鋳造。**乾元大宝**(**958年**，村上天皇)まで続く「**本朝〔皇朝〕十二銭**」のはじめ。

☆711年に**蓄銭叙位令**が出され，流通の促進がはかられたが，**一般には物々交換が主流を占め，貨幣の使用は京とその周辺に限られた。**

C　生産の促進

金(陸奥国)，銀(対馬国)，銅(武蔵国・周防国・長門国)，石油(越後国)など国産資源の開発が進んだ。

☆朝廷や寺社の工房では職人の品部・雑戸が活躍し，手工業が発達した。

☆朝廷は養蚕や絹織物の技術者を地方に派遣し，生産をうながして特産品を生んだ。

---

③支配領域の拡大—蝦夷(えみし)・隼人(はやと)の支配—

712年　**出羽国(でわのくに)**を設置

713年　**大隅国(おおすみのくに)**を設置

☆種子島(たねがしま)や屋久島(やくしま)も行政区画化される。

720年　大伴旅人(たびと)が隼人の乱を鎮圧

724年　**多賀城**を築き陸奥国府と**鎮守府(ちんじゅふ)**を設置

733年　**秋田城**を築き出羽国府を設置

---

④奈良政界の推移—権力闘争の激化—

A　**藤原不比等政権**（元明・元正(げんしょう)天皇）

中臣(なかとみの)〔藤原〕鎌足(かまたり)の子。娘の宮子(みやこ)を文武天皇夫人とし外戚(がいせき)政策により台頭(たいとう)。

710年　平城京に遷都(せんと)

711年　蓄銭叙位令(ちくせんじょいれい)

712年　『古事記(こじき)』の完成

713年　諸国に風土記(ふどき)の編纂(へんさん)を命じる

718年　養老律令(りつりょう)の制定

720年　『日本書紀』の完成

B　**長屋王政権**（元正・聖武(しょうむ)天皇）

天武天皇の孫で高市(たけち)皇子の子。文武天皇の妹である吉備内親王を妻とする。

722年　（良田）百万町歩(ぶ)の開墾計画

723年　三世一身法(さんぜいっしんほう)

724年　藤原不比等の孫である**聖武天皇**が即位

729年　長屋王の変

藤原光明子立后(こうみょうしりっこう)

☆人臣初の皇后(こうごう)（光明皇后）

C　**藤原四子(しし)政権**（聖武天皇）

藤原不比等の子，光明皇后の異母兄(いぼけい)たち。**武智麻呂(むちまろ)（南家(なんけ)），房前(ふささき)（北家(ほっけ)），宇合(うまかい)（式家(しきけ)），麻呂(まろ)（京家(きょうけ)）**。

737年　天然痘(てんねんとう)〔疱瘡(ほうそう)〕により四子ともに死亡

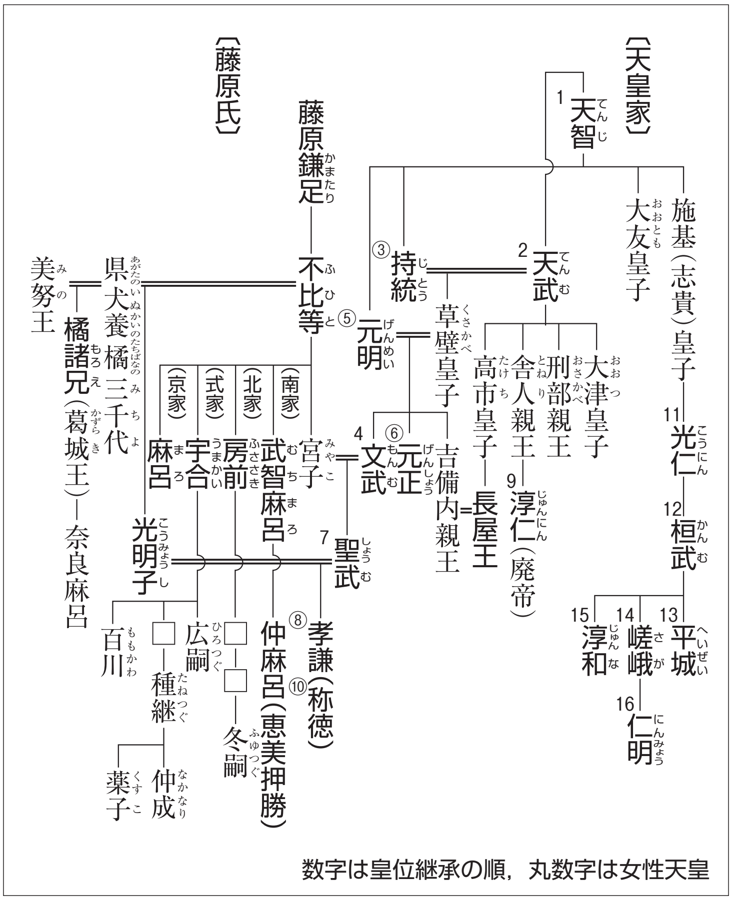

天皇家と藤原氏の関係系図⑴

D　**橘諸兄政権**(聖武・孝謙天皇)

光明皇后の異父兄，皇族から臣下に下る。唐から帰朝した**玄昉・吉備真備**を登用。

740年　**藤原広嗣の乱**

☆宇合の子(式家)が玄昉・吉備真備の排除を要求し**大宰府で反乱**

恭仁京　(山背国)に遷都

741年　**国分寺建立の詔**

743年　**墾田永年私財法**

☆恭仁京で発布。

大仏造立の詔

☆紫香楽宮で発布。

744年　**難波宮　(摂津国)**に遷都

紫香楽宮(近江国)に遷都

745年　行基が大僧正となる

平城京　(大和国)に**還都**

752年　**東大寺大仏開眼供養会**

☆菩提僊那(バラモン僧)や仏哲(林邑僧)を招く。

753年　**鑑真**が来日し戒律を伝える

E　**藤原仲麻呂〔恵美押勝〕政権**(孝謙・淳仁天皇)

藤原**南家**武智麻呂の子。紫微中台(もと皇后宮式)長官として叔母の光明皇太后の信任を受け，人臣初の太政大臣〔大師〕となる。**官名の唐風化**，新羅征討計画などを進めた。**雑徭の半減**，問民苦使の設置など農民政策にも積極的であった。

757年　**養老律令の施行**

橘奈良麻呂の変

☆諸兄の子によるクーデタ未遂。

758年　**淳仁天皇**を擁立し即位させる

☆**恵美押勝**の名を賜る

764年　**恵美押勝の乱**

☆近江国で孝謙太上天皇・道鏡の勢力に敗死。

F　**道鏡政権**(称徳天皇)

女帝であった孝謙太上天皇(のち称徳天皇)の寵愛を受け台頭した怪僧。

764年　孝謙太上天皇が重祚し**称徳天皇**として即位

☆淳仁天皇は淡路国に配流（＝“淡路廃帝”）。

765年　加墾(かこん)禁止令

道鏡が**太政大臣禅師(ぜんじ)**となる

766年　道鏡が**法王**となる

769年　宇佐八幡宮神託(うさはちまんぐうしんたく)事件〔道鏡皇位事件〕

☆**藤原百川(ももかわ)・和気清麻呂(わけのきよまろ)**らが道鏡の天皇即位を阻止。

770年　道鏡を**下野国(しもつけのくに)薬師寺**に追放

G　**藤原百川政権**（光仁(こうにん)天皇）

藤原**式家**宇合(うまかい)の子，広嗣(ひろつぐ)の弟。

770年　**天智天皇の孫**の白壁(しらかべ)王が**光仁天皇**として即位

☆**天智系の皇室が復活。**

772年　加墾禁止令を解禁

781年　**桓武天皇**即位

☆光仁天皇と渡来人の血を引く高野新笠(たかののにいがさ)との子。

光仁天皇の死

---

⑤公民制の崩壊

A　農民の家族形態

農民は，租税単位の大家族である**郷戸(ごうこ)**のもとで小家族の房戸(ぼうこ)を形成，**妻問婚(つまどいこん)**を中心とする婚姻(こんいん)形態をとった。夫婦は結婚しても別姓のままで，自身の財産を所有した。

B　農民の生活

竪穴住居や平地式の**掘立柱住居**に住み，口分田や賃租(ちんそ)形式の乗田(じょうでん)を耕作して生活したが，各種の負担が非常に重く困窮(こんきゅう)した。

☆『万葉集』の**山上憶良(やまのうえのおくら)**「**貧窮問答歌(ひんきゅうもんどうか)**」に当時の生活のようすが描かれている。

C　農民の疲弊(ひへい)

天候不順や虫害(ちゅうがい)による飢饉(ききん)，疫病(えきびょう)，過大な負担により，**偽籍(ぎせき)**，**浮浪・逃亡**，**私度僧(しどそう)**などが激増。口分田の荒廃(こうはい)，税の滞納や品質低下，兵士の弱体化を招いた。

☆自然災害や人口増加もあり**口分田が不足**して，国家的問題となった。

---

⑥**公地制の崩壊**⇒**初期荘園**の成立

A　経過

722年　(良田)百万町歩の開墾計画(元正天皇，長屋王政権)

723年　**三世一身法**　(元正天皇，長屋王政権)

☆**開墾地の私有を期限付きで公認。**

☆灌漑施設を新設した場合は三代，既存施設利用は本人一代限り。

743年　**墾田永年私財法**　**(聖武天皇，橘諸兄政権)**

☆**開墾地の私有を条件付きで無期限に公認。**

☆**位階別に開墾面積を限定**，国司の許可が必要で，許可後３年以内に開墾を終了することが条件。

765年　加墾禁止令　(称徳天皇，道鏡政権)

☆**寺院**・百姓以外の開墾を禁止。

772年　加墾禁止令を解禁　(光仁天皇，藤原百川政権)

☆**面積制限も撤廃。**

B　**初期荘園**〔墾田地系荘園〕の特徴⇒**輸租田**

国司や郡司の権威に依存してはいたが，**形式的には荘園領主が直接経営。**

独自の荘民をもたず，周辺の農民や浮浪人らが**賃租形式で耕作**した。

☆９世紀後半には，律令国家体制の崩壊にともなう労働力不足により大半の初期荘園が荒廃した。

４　天平文化（８世紀，奈良時代）

①天平文化の特色

A　平城京の皇族・貴族たちが担う，華やかな貴族文化である。

B　**鎮護国家**仏教の進展を反映する**仏教文化**である。

C　遣唐使のもたらす**盛唐文化の影響が強い**。

D　唐を通じ西域からの文化も伝わり，**国際色豊かな文化**である。

---

②鎮護国家仏教の全盛

金光明経〔金光明最勝王経〕・法華経〔妙法蓮華経〕・仁王経の「護国三（部）経」を重視。

A　仏教保護政策⇒僧尼令により統制

741年　国分寺建立の詔

743年　大仏〔盧舎那仏〕造立の詔

☆行基や国中公麻呂らが協力。

745年　行基を大僧正とする

752年　東大寺大仏開眼供養会

753年　鑑真来日

☆翌年平城京へ。

765年　道鏡が太政大臣禅師となる

766年　道鏡が法王となる

B　**南都六宗**

三論宗（道慈ら），成実宗，**法相宗**（義淵・行基・玄昉・道鏡ら），倶舎宗，**華厳宗**（良弁ら），**律宗**（鑑真ら）の六宗派。学問的性格が強い。

☆**教理研究の学派**なので，一つの寺院に複数の宗派が存在することもある。

C　南都七大寺

元興寺，法隆寺，薬師寺，**東大寺**，**西大寺**，**大安寺**，**興福寺（藤原氏の氏寺）**の七寺院。

☆法隆寺のかわりに唐招提寺とする場合もある。

D　**鑑真**の来日（753年，淡海三船『唐大和上東征伝』）より

入唐した普照と栄叡の要請により，失明しながらも５度の失敗を乗り越え渡来。戒律を伝え東大寺に戒壇院を建立し，聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇らに授戒。のち**唐招提寺**を創建し，そこで没した。

☆東大寺(大和国)，薬師寺(下野国)，観世音寺(筑前国)の戒壇を「**本朝〔天下〕三戒壇**」とよぶ。

E　社会事業

あ　**行基⇒745年に大僧正となるが大仏完成前に死去**

民間布教，架橋・治水，布施屋など救済施設の設置。

い　**光明皇后**

悲田院・施薬院など救済施設の設置。

う　和気広虫〔法均尼〕⇒称徳天皇の側近で和気清麻呂の姉

恵美押勝の乱(764年)後，孤児を養育。

F　結果

あ　寺院の濫造による国家財政の窮乏と人民の疲弊

い　**仏教の国家保護による僧侶の政治介入**

☆玄昉・道鏡など

う　教団内部における宗教活動の低迷と退廃

☆仏教が社会に根付く過程では，鎮護国家だけでなく**現世利益**を求める手段とされたり，**神仏習合**の思想が興ったりもした。

え　**造寺造仏の盛行による天平文化の創出**

---

③寺院建築

A　**東大寺法華堂〔三月堂〕**

B　**東大寺正倉院宝庫**

☆**校倉造**

C　東大寺転害門

D　**法隆寺伝法堂**

☆貴族の住宅建築遺構

E　法隆寺夢殿

☆東院伽藍の中心

F　**唐招提寺金堂**

G　**唐招提寺講堂**

☆平城宮の東朝集殿を移築・改築

---

④彫刻（天平仏）

A　**塑像**（木を芯とし粘土を塗り固めた像）

あ　**東大寺法華堂日光・月光菩薩像**

い　**東大寺法華堂執金剛神像**

う　**東大寺戒壇院四天王像**

☆持国天・広目天・増長天・多聞天

え　新薬師寺十二神将像

B　**乾漆像**（麻布を漆で塗り固め原型を抜き取った像）

あ　**東大寺法華堂不空羂索観音像**

い　**興福寺八部衆像**（**阿修羅像**など）

う　興福寺十大弟子像

え　**唐招提寺鑑真和上像**

お　**聖林寺十一面観音像**

---

⑤絵画

A　**薬師寺吉祥天像**

B　**正倉院鳥毛立女屛風**

☆唐の「**樹下美人図**」の構図を採用。

C　過去現在絵因果経

☆釈迦の一生を描く絵巻物の源流。

---

⑥工芸

A　**正倉院宝物**

光明皇太后が東大寺に寄進した**聖武太上天皇の遺愛品**。**シルクロード〔絹の道〕**経由の西域の工芸品など。

☆**螺鈿紫檀五絃琵琶**，漆胡瓶，白瑠璃碗，紺瑠璃杯，銀薫炉など。

B　**百万塔陀羅尼**

称徳天皇が恵美押勝の乱（764年）の戦没者慰霊のため十の大寺に寄進した木製の小塔が百万塔。内部におさめられた陀羅尼（経）は，現存最古級の印刷物。

---

⑦文芸

A　**懐風藻**(751年)

最古の漢詩集。**淡海三船**・**石上宅嗣**らが当時の代表的詩人。

B　**万葉集**(８世紀後半)

759年までの約4500首を20巻に収める**最古の和歌集**。**万葉仮名**を使用した素朴で力強い**万葉調**〔ますらをぶり〕。

☆天皇〔大王〕から**東歌**・**防人歌**など農民の歌まで幅広く収録。当時の政治・社会を知る手掛かりとなる重要史料。

☆当時の代表的歌人は**山上憶良**，山部赤人，大伴旅人，**大伴家持**ら。

---

⑧歴史・地誌

律令国家の確立とともに，皇室による統治の由来や国家の形成・発展の経過を示すため，中国にならい国史の編纂が行われた。

A　**古事記**(**712年**，元明天皇の命により，**稗田阿礼**の暗誦をもとに**太安万侶**が筆録)

『**帝紀**』『**旧辞**』の誤りを正し，氏姓の尊卑にもとづく社会制度の確立を意図。**神代～推古天皇まで**を漢字の音・訓を用いて表記し３巻に収録した，**現存最古の歴史書**。

B　**日本書紀**(**720年**，元正天皇の命により，**舎人親王**らが編纂)

皇室による国家統治の正当性を証明する**正史**として編纂。『**帝紀**』『**旧辞**』などを参考に**神代～持統天皇まで**を**漢文の編年体**で30巻＋系図１巻に収録した，**六国史のはじめ**。

☆**六国史**　⇒**日本書紀**，**続日本紀**，**日本後紀**，**続日本後紀**，**日本文徳天皇実録**，**日本三代実録**が，奈良～平安時代前期にかけて編纂された。

☆**類聚国史**⇒六国史の記事を分類し，年代順に配列したもの。平安時代前期に**菅原道真**が編纂。

C　**風土記**(713年，元明天皇の命により，**各国の物産・地理・伝説を国司が編纂**)

五風土記(**出雲**・常陸・播磨・豊後・肥前)が残存，うち出雲国のみ完本。

---

⑨教育

A　**大学**⇒上級官人の養成機関として**中央に設置，式部省が管轄**。

五位以上（＝貴族）の子弟らが入学。８～９世紀にかけ四道（**明経道，明法道，紀伝道**〔文章道〕，算道）が確立される。

B　**国学**⇒下級官人の養成機関として**地方に設置，国司が管轄。**

郡司の子弟らが入学。儒学・医学を教育した。

C　図書館

石上宅嗣が邸宅を寺とし，**芸亭**という施設を置いて仏教以外の蔵書も公開。

わが国初の私設図書館。

第４講　確認テスト

1　太政官の八省のうち，教育や文官人事を管轄した省とは？

①中務省　②式部省　③治部省　④民部省

2　七道のうち，九州地方をさすものは？

①山陰道　②山陽道　③南海道　④西海道

3　各省の長官は何と表記されたか？

①卿　②帥　③守　④大領

4　戸籍は何年ごとに作成されたか？

①30年　②12年　③６年　④毎年

5　備荒貯蓄のため，毎年一定量の粟を納めることを何というか？

①雑徭　②義倉　③出挙　④仕丁

6　唐で亡くなった人物としてふさわしくないものを一つ選べ。

①高向玄理　②阿倍仲麻呂　③藤原清河　④円仁

7　玄昉・吉備真備を登用し，政権を担当した人物とは？

①藤原不比等　②長屋王　③橘諸兄　④道鏡

8　宇佐八幡宮神託事件で道鏡の天皇即位を阻止した人物とは？

①藤原広嗣　②橘奈良麻呂　③藤原仲麻呂〔恵美押勝〕　④和気清麻呂

9　初の和歌集『万葉集』に「貧窮問答歌」が残る歌人とは？

①山上憶良　②山部赤人　③大伴旅人　④大伴家持

10　聖武天皇が恭仁京で墾田永年私財法を発布した年は？

①722年　②723年　③743年　④765年

11　悲田院・施薬院などの救済施設を設置した人物とは？

①鑑真　②行基　③光明皇后　④和気広虫〔法均尼〕

12　次のうち，木を芯とし粘土を塗り固めた「塑像」を選べ。

①東大寺法華堂執金剛神像　②東大寺法華堂不空羂索観音像
③興福寺阿修羅像　④唐招提寺鑑真和上像

解答

1	②	2	④	3	①	4	③	5	②
6	④	7	③	8	④	9	①	10	③
11	③	12	①						